

高島がんばる事業者サポート給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業の継続が困難になっている事業者に対し、事業の継続を支援するために支給します。

要件	<p>① 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和3年4月から9月までの任意の期間（1ヶ月）において、事業収入（売上）が前年同月または、前々年同月に比べて30%以上減少していること （※ 創業後1年未満の方については、特例があります。）</p> <p>② 令和3年3月以前より事業を営んでおり、今後も継続する意思があること</p>
対象となる方	<p>《中小法人等》</p> <p>① 令和3年4月1日および申請日時点において、高島市内に事業所等を有する法人</p> <p>② 令和3年4月1日時点において、以下のどちらかの要件を満たす法人</p> <ul style="list-style-type: none">• 資本金額又は出資の総額が10億円未満• 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下 <p>※ 医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人も対象</p> <p>《個人事業者》</p> <p>① 令和3年4月1日および申請日時点において、高島市内に事業所等を有する事業者</p> <p>② 事業収入が主たる収入であり、前年または前々年の収入（売上）において、他の収入を上回っている事業者</p> <p>※ 中小法人等、個人事業者とも不給付要件（裏面）に該当しないこと</p>
給付額	1事業者あたり 10万円 （※ 令和3年度における当給付金の受給は1回限りです。）
申請期間	令和3年10月18日（月） から 令和4年1月31日（月）
申請方法	郵便による申請を原則とします。 （※ 感染拡大防止の観点から、郵便での申請にご協力ください。）
申請先	〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地 高島市役所 「高島がんばる事業者サポート給付金」受付
問合せ先	高島市役所 商工観光部 商工振興課 TEL 0740-25-8514 （問合せ時間：8時半～17時 ※ 土日祝は除きます。）

◆ 提出書類については裏面に記載のとおりです。

◆ 高島がんばる事業者サポート給付金 提出書類一覧表

【中小法人等】

提出書類	対象となる書類
申請書兼請求書	① 高島がんばる事業者サポート給付金申請書兼請求書 ※ 市ホームページ (http://www.city.takashima.lg.jp) からダウンロードできます。
事業収入(売上)や状況等が確認できる書類	② 対象月(令和3年4月~9月)の売上台帳、試算表 等 ③ 比較月(前年または、前々年)の事業収入(売上)がわかる書類 (例: 法人事業概況説明書…対象となる事業年度のもの)
事業所所在地や事業内容等を記載した書類	④ 法人事業概況説明書の写し(★)【直前の事業年度分】 ※ 比較する事業年度が直前の事業年度と異なる場合は、法人の業務・業況などが継続しているか確認するため直前および比較する事業年度の法人事業概況説明書の写し両方を提出してください。 ⑤ 履歴事項全部証明書の写し(発行日より3ヶ月以内) または、法人市民税申告書(第二十号様式)の写し(★) ※ 市内にある事業所が本店以外の場合、履歴事項全部証明書または、法人市民税申告書(第二十号様式)に市内の事業所が記載されている場合のみ給付対象となります。
給付金の振込先を確認できる書類	⑥ 申請者(法人)名義の通帳の写し

【個人事業者】

提出書類	対象となる書類
申請書兼請求書	① 高島がんばる事業者サポート給付金申請書兼請求書 ※ 市ホームページからダウンロードできます。
事業収入(売上)や状況等が確認できる書類	② 対象月(令和3年4月~9月)の売上台帳、試算表 等 ③ 比較月(前年または、前々年)の事業収入(売上)がわかる書類 (例: 青色申告決算書・収支内訳書)
事業所所在地や事業内容等を記載した書類	④ 令和2年分の確定申告書(第1表)の写し(★)または、令和2年分の市県民税申告書の写し(★) ⑤ 令和2年分の青色申告決算書の写し(★)または、令和2年分の収支内訳書(白色申告)(★)の写し ※ <④⑤について>比較する月が平成31年4月・令和元年の場合は、事業者の所在地や事業収入などが継続しているか確認するため令和元年および令和2年分の写し両方を提出してください。 ※ 確定申告書に市内事業所の所在地が記載されていない場合は、公的機関の許認可や開業届など、市内事業所の所在地の確認ができる書面の写しを提出してください。(記載がない場合、給付対象外となる可能性があります。)
給付金の振込先を確認できる書類	⑥ 申請者名義の通帳の写し
本人確認書類	⑦ 運転免許証、マイナンバーカード 等の写し ※ 住所・氏名・顔写真がわかるもの

★印 收受印が押印されているまたは、高島市役所で收受したことがわかることが必要です。
(e-TAXの場合は「受信通知」を添付すること)

- ・ 創業後1年未満の方(個人)については、開業届等、開業日のわかる書類の写しを添付してください。
- ・ 直前の事業年度の申告等が完了していない場合は、2事業年度前の申告書類を提出してください。
- ・ 委託業務契約等による給与または雑収入を得ている対象者は、個人事業者と同様の提出書類に加えて、業務委託契約等収入があることがわかる書類と国民健康保険証の写しを提出してください。

◆ 不給付要件

下記の①から⑤のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。 ▪

① 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る接客業務受託営業」を行う事業者
③ 政治団体
④ 宗教上の組織もしくは団体
⑤ ①から④までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者